

令和4年第10回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月25日（火）
午後2時00分から午後3時00分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター 3階会議室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員18人
4. 出席委員 （16人）

会 長	1 番	岩 崎	信 一 郎						
会長代理	2 番	松 本	千 代 治						
委 員	3 番	山 口	隆	4 番	谷 脇	文 弘	6 番	津 口	祐 二
	7 番	岸 本	六 郎	8 番	白 石	幸 憲	10 番	葉 山	諭
	11 番	（欠 員）	12 番	浦 口	大 輔	13 番	辻 尾	政 幸	
	14 番	朝 長	久 夫	15 番	宮 崎	壽 治	16 番	水 嶋	政 明
	17 番	葉 山	静 子	18 番	知 念	近 海	19 番	田 中	初 治
5. 欠席委員（2人）

5 番	松 崎	常 俊	9 番	福 田	務
-----	-----	-----	-----	-----	---
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第46号 農地利用集積計画の決定について
議案第47号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
議案第48号 非農地通知の対象とすることの決定について

報告事項 転用許可不要案件届出について
7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 主事：松尾 唯
8. 会議の概要

事務局 只今から令和4年西海市農業委員会第10回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員18名中16名で、定足数に達しておりますので総会
は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は
会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願い
いたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、10 番：葉山諭委員、12 番：浦口委員にお願いいたします。

議 長 それでは議事に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。
今回は農地法 3・4・5 条の申請がありませんので、まず、議案第 46 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 46 号農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する、となっています。

2 頁をご覧ください。農用地利用集積計画集計表で、今回は、一括方式分の集計の表です。3 頁をご覧ください。今回申請があった利用集積の各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書に記載のとおりです。一括方式分は、新規契約 4 筆、再契約 47 筆、合計 51 筆 73,158 ㎡の集積計画となっています。事務局からの説明は以上です。

議 長 県公社借入分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 46 号「農用地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 続きまして、議案第 47 号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 資料の 6 頁をお願いします。議案第 47 号農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について、農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので、判断を求める、となっています。関係資料は 7 頁から 25 頁です。資料は 7 頁からです。今回は、一括方式分のみで、新規分は 8 頁の 44 番から 47 番までで、他は再契約となっております。7 頁に戻り 1 番から説明いたします。1 番は、西彼町の中山郷の水田を亀浦郷在住の方が配分を受けるもので、権利の種類は賃貸借となっています。受け手の経営状況については、10 頁をご覧ください。2 番・3 番は、西彼町小迎郷の畑を同じく小迎郷在住の方が使用貸借で配分を受けます。経営状況については、11 頁をご覧ください。4 番は、同じく小迎郷の土地を、西海町七釜郷在住の方が使用貸借で配分を受けます。経営状況については、12 頁をご覧ください。5 番以降は、全て西彼町下岳の基盤整備地区の、水田の配分です。一番右の備考欄に「AtoA」と記入している分は、本人が県公社に集積し、本人が県公社より配分を受けるものとなっております。8 頁の 44 番から 47 番を除いて、全て再契約で、今回新規契約となる 44 番から 47 番についても「AtoA」方式となっております。各受け手の経営状況につきましては、13 頁から 25 頁を参照してください。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。以上 16 戸、51 筆、73,158 m²の配分計画となっております。期間等については、9 頁 3 行目を参照ください。

本案は農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており、特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 今回、従来分はありませんので、一括分の 1 番の補足説明を 12 番委員をお願いします。

1 2 番 12 番委員です。昨日受け手に確認をとり、今回再契約ということで水稻をそのまま継続して作るということでした。水稻の専業農家であり、経営面積は、そこに記載のとおり 4 ha 強の経営ですが、他に、稲刈り等の作業を 6 反から 7 反程度受託している状況です。ただ来年度以降は、現在白似田の方で 1 ha 程度借りて作っている分は、もしかしたら減らすかもしれないと言われていました。以上報告いたします。

議 長 続きまして、2番から4番の補足説明を10番委員にお願いします。

10番 2番・3番それから4番の受け手については小迎郷南風ノ崎基盤整備の関係であります。10月23日に2番・3番の受け手から聞いた話では、地主との契約の際に、相続手続きがまだなされていなかった分があり、それで5年目に再登録をしなければならなかったということでした。また、現在申請地で、一生懸命に育成中もありますので、問題ないと思われます。

4番の受け手についても、2番・3番と同じ地主であり、当初契約時に相続手続きがなされていなかったため、今回5年目に再登録となったものです。こちらも現在、育成中でありまして、休みの日には、息子さんも帰ってきて、手伝いをしているようであり、受け手として問題ないものと思われますので、よろしく願いいたします。

議 長 続きまして、ちょっと件数が多くなりますが、5番から51番の補足説明を6番委員にお願いします。

6番 6番委員です。10月24日に地元の下岳地区の推進委員さんと、この基盤整備された新田地区を見てきました。5番から8番の受け手は、ミカンと水稻を主に作られていて、この下岳地区で頑張っておられる生産者です。9番と10番の受け手は、仕事を退職後、主に水稻を作りながら、露地野菜のスイカやジャガイモを作られています。続きまして、11番の受け手はミカンを主に作っておられ、水稻も自分の家で食べる分ぐらいは、ということで作っておられます。12番の受け手も仕事を退職された後、水稻とブドウを作っておられます。13番から17番の受け手は、この15番の耕作地目が畑となっている場所に、水稻ではなくアスパラをハウスで作っておられます。その他は全部水稻です。18番の受け手も、アスパラを作りながら、ミカンや水稻を作られている生産者です。19番の生産者は、自分の家で食べる分ぐらいはずっと作っていききたいということで、水稻を作っておられます。20番から29番の受け手は、水稻を作りながら、露地野菜でジャガイモやキャベツを作っておられる生産者です。30番の受け手はイチゴを施設栽培で作られている方で、水稻も自分の家で食べる分ぐらいは作りたいということで作られています。31番から40番の受け手は、水稻も結構作っていますが、露地野菜のスイカやジャガイモ、キャベツも多く作られており、息子さんと一緒に頑張っておられます。41番から47番の受け手ですが、再契約の4筆とあわせて、今回新たに4筆を使用貸借で借受けられるということで、その中の1筆が畑となっています。この方はミカン主体で作っておられ、意欲的に頑張っておられる方です。48番・49番の受け手は、以前は牛を飼っておられましたが、現在は勤

めに行きながら、食べる分は作りたいということで、水稻を作っておられます。50 番・51 番の受け手は、野菜も少しは作っておられますが、水稻主体で頑張っておられます。

今回配分を受けられる皆さんは、資材類や肥料等が高騰する中で、悩んだ方も結構いらっしゃったようですが、もう一度頑張ってみようということで、決意されたということですので、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 47 号の一括分についてそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

1 4 番 14 番委員です。水田を借りられる方で、賃借料が、物納で「米」となっているものがありますが、これは粳ですかそれとも玄米ですか。J A 等が取り扱うものは、等級にもよりますけど、通常玄米で 8,000 円から 9,000 円であるのに対して、これを見れば、30 kg で 6,000 円ということですので、玄米にしては少し安いと思われます。粳だったら 6,000 円ぐらいも考えられるので、参考までにといいお尋ねしました。

事務局 今の点につきましては、確認して、後ほどお答えいたします。

議 長 他に意見等ございませんか。無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 47 号「農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 48 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 「議案第 48 号非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分を説明します。資料は、26 頁から 31 頁になります。今回の対象地は、大瀬戸町瀬戸福島郷の畑で、面積は 256 m²、所有者は、東京都江東区豊洲在住の方です。29 頁の現況写真並びに 30 頁の字図をご覧ください。29 頁の現況写真のとおり、申請地は山の斜面にある畑で、30 頁の字図でわかるかと思いますが、黄色く塗られたところが、今回の申請地です。周囲を宅地と山林（保安林）に囲まれた孤立した畑です。

29 頁に戻り、面積 256 m²のうち山の斜面も申請地の一部で、実際に畑として利用できる面積は 80 m²も満たない狭小で孤立した農地となっております。特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは、補足説明を 7 番委員にお願いします。

7 番 7 番委員です。今、事務局から説明があった通りですが、ここは 9 月に 1 度、地元推進委員と、それから事務局職員と一緒に、現地を確認に行ってきました。畑として使える面積というのは本当に少なく、あとは山の麓で落石防止の鉄骨が組まれていて、実際には作付け出来るような場所ではありませんでした。それと、ここに行くための入口も、歩いていくのが精一杯というぐらいの狭い道で、この先の方にも住宅がありますが、皆さん歩いて行かれているのが現状です。以上、農地というよりも、家庭菜園として少し利用できる程度であり、農地から除外しても何ら問題ないと見て来ました。よろしく願いいたします。

議 長 ただ今、議案第 48 号の通常分 1 番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 48 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分 1 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 48 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 今回は、令和 3 年度の農地パトロールにおいて、B 分類の判定をしている農地で、9 月 15 日以降 10 月 14 日までに受け付けた 39 件・154 筆 81,331.89 m²の非農地通知同意分について、非農地通知対象地の議案として計上しています。

説明に入ります。33 頁をご覧ください。土地の所在、地目、面積、所有者は議案書記載のとおりです。西彼町の物件は、番号 1 番から 2 番までの 1 件 2 筆です。西海町の物件は、番号 3 番から 4 番までの 2

件 2 筆です。大島町の物件は、5 番から 107 番までの 23 件 103 筆です。崎戸町の物件は、108 番から 150 番までの 13 件 43 筆です。大瀬戸町の物件は、151 番から 154 番までの 1 件 4 筆です。資料は 32 頁に位置図、41 頁から 46 頁に配置図、47 頁から 80 頁に航空写真を添付しています。同意対象地は、全体にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林・原野化しており、特に支障はないと判断いたしました。

なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。当月同意書分として、39 件・154 筆 81,331.89 m²について審議をお願いします。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、議案 48 号の同意書分について説明がありました。同意書分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 48 号の同意書分 1 番から 154 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で、議案審議は終わります。

議 長 次に報告事項について事務局をお願いします。

事務局 今回の報告は、農地転用許可不要案件届出についてです。1 番並びに 2 番を説明します。資料は、81 頁をお願いします。今回報告分は、市が消防詰所並びに駐車場を整備するもので、農地法の規定等により、農地転用許可不要案件として報告するものです。建築する場所は、大島町字蛤向の畑で、面積は 207 m²です。詰所の建築面積は 70 m²で、壁式 R C 造平屋建てです。2 番はその横の北東側隣接地の畑に駐車場を整備するものです。資料は 82・83 頁に位置図、84 頁に付近近況図、85 頁に現況写真、86 頁に字図、87 頁は航空写真、88・89 頁に被害防除計画、90・91・92 頁に平面図・立面図を添付しています。

88・89 頁に戻り、被害防除計画ですが、現状のままで利用することとし、隣接農地との間に P C フェンスを設けることとしております。

以上で報告を終わります。

議 長 今の報告について、ご意見、質問等ございませんか。無いようでしたら、その他みなさんから何かございませんか。

事務局 議案第 47 号のところで 14 番委員から質問があった賃借料の件ですが、市の農業振興公社に確認したところ、30 kg で 6,000 円という単価は、玄米ということでしたのでお知らせいたします。

議 長 他に何かございませんか。

議 長 無いようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

 次回の総会は

 日時 令和 4 年 11 月 24 日(木) 午後 2 時 00 分から

 場所 大瀬戸コミュニティセンター 3 階会議室

代 理 これをもちまして西海市農業委員会令和 4 年第 10 回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 4 年 10 月 25 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人